注１）指定学科　施工技術検定規則第２条に定める学科をいう。
注２）旧学校令　大学は、旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学、短期大学又は５年制高等専門学校は、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校、高等学校は、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。（以下同じ）
注３）大臣認定者　建設業法施行令第27条の５第２項第３号の規定により、同項第１号及び第２号までに掲げる者と同等以上の学歴又は資格及び実務経験を有すると認定された者は、指定試験機関が作成する「受験の手引」を参照のこと。
注４）技能検定合格者　職業能力開発促進法による技能検定のうち、検定職種を１級の「配管」（選択科目を建築配管作業とするものに限る）とするものに合格した者（職業能力開発促進法の一部を改正する省令（平成15年12月25日厚生労働省令180号）による改正前の１級の空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管工とするものに合格した者を含む）
注５）指導監督的実務経験　上記区分イ、ロ、ハの実務経験年数のうち、１年以上の指導監督的実務経験年数が含まれていること。
注６）専任の監理技術者による指導を受けた実務経験　建設業法第26条第３項の規定により専任の監理技術者の設置が必要な工事において当該監理技術者による指導を受けた実務経験をいう。
注７）専任の主任技術者の実務経験　資格区分ニで２級合格後３年以上の者は、合格後１年以上の専任の主任技術者の実務経験が含まれていること。
注８）高等学校の指定学科以外卒業者　高等学校の指定学科以外を卒業した者には、高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による試験、旧大学入学試験検定規則（昭和26年文部省令第13号）による検定、旧専門学校入学者検定規則（大正13年文部省令第22号）による検定又は旧高等学校高等科入学資格試験規定（大正８年文部省令第９号）による試験に合格した者も含む。（以下同じ）

⑵　２級管工事施工管理技術検定・学科試験　次のイ、ロのいずれかに該当する者

イ．学科・実地試験

学　歴　又　は　資　格	管工事施工に関する実務経験年数	
	指定学科の卒業者	指定学科以外の卒業者
大学卒業者	卒業後１年以上	卒業後１年６ヶ月以上
短期大学・５年制高等専門学校卒業者	卒業後２年以上	卒業後３年以上
高等学校卒業者	卒業後３年以上	卒業後４年６ヶ月以上（注７）
その他の者	８年以上	
技能検定合格者	４年以上	

注）技能検定合格者　職業能力開発促進法による技能検定のうち、検定職種を１級の「配管」（選択科目を建築配管作業とするものに限る）又は２級の「配管」に合格した者（職業能力開発促進法の一部を改正する省令（平成15年12月25日厚生労働省令180号）による改正前の１級又は２級の空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管工とするものに合格した者を含む）
（注７）１級　受検資格（注７）と同じ

ロ．学科試験のみ　下記のいずれかに該当する者

大学卒業者	大学の指定学科を卒業後１年以内の者又は試験日の属する年度の３月までに卒業見込みの者
短期大学・５年制高等専門学校卒業者	短期大学・５年制高等専門学校の指定学科を卒業後２年以内の者又は試験日の属する年度の３月までに卒業見込みの者
高等学校・中等教育学校卒業者	高等学校・中等教育学校の指定学科を卒業後３年以内の者又は試験日の属する年度の３月までに卒業見込みの者

⑶　１級管工事施工管理技術検定・実地試験　次のイ、ロのいずれかに該当する者

イ　当年度の１級管工事施工管理技術検定・学科試験の合格者

ロ　学科試験免除者

１）平成25年度１級管工事施工管理技術検定・学科試験の合格者

２）技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るとするものに限る）とするものに合格した者で、前記⑴による１級管工事施工管理技術検定・学科試験の受験資格を有する者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）による改正前の第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門とするものに限る）とするものに合格した者を含む）

⑷　２級管工事施工管理技術検定・実地試験　次のイ、ロのいずれかに該当する者

イ　当年度の２級管工事施工管理技術検定・学科試験の受験者（ただし、⑵のロによる学科試験のみ受験者を除く。）

ロ　学科試験免除者

１）平成25年度２級管工事施工管理技術検定・学科試験の合格者

２）技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る）とするものに合格した者で、前記⑵のイによる２級管工事施工管理技術検定学科・実地試験の受検資格を有する者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）による改正前の第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」に係るものとするものに限る）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門とするものに限る）とするものに合格した者を含む）

３）学校教育法による大学を卒業した者で、在学中に施工技術検定規則（以下「規則」という）第２条に定める学科を修め、かつ、卒業した年度又は卒業後１年以内に２級の技術検定の学科試験に合格した者で、大学を卒業した後４年以内に行われる連続する２回の技術検定（実地試験）を受験しようとする者で、管工事施工管理に関し１年以上の実務経験を有する者

４）学校教育法による短期大学又は５年制高等専門学校を卒業した者で、在学中に規則第２条に定める学科を修め、かつ、卒業した年度又は卒業後２年以内に２級の技術検定の学科試験に合格した者で、短期大学又は５年制高等専門学校を卒業した後５年以内に行われる連続する２回の技術検定（実地試験）を受験しようとする者で、管工事施工管理に関し２年以上の実務経験を有する者